

広島県告示第七百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十七年十二月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東城西城線	庄原市東城町保田字大字山五三三番一地从先から庄原市東城町保田字小泓谷四五七番一地从先まで	平成二十七年二月一〇日